

# 関東理工科系大学ソフトテニス連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、関東理工科系大学ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という。）という。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を理事長の所属する大学内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、ソフトテニスの普及振興を図り、加盟団体間の交流活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ソフトテニス競技大会の実施
- (2) 団体又は個人の表彰
- (3) その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第3章 組織

(加盟団体)

第5条 加盟団体は、次に掲げる団体で、理事会の承認を得たものとする。

- (1) 理工科系大学のソフトテニス団体
- (2) 一般大学の理工科系学部のソフトテニス団体
- (3) 理事会で特に認められたソフトテニス団体

(加盟)

第6条 新たに本連盟へ加盟する団体は、理事会の承認を受け、所定の入会手続きを行うものとする。

(脱退)

第7条 本連盟を脱退する団体は、退会届を提出するものとする。

(除名)

第8条 本連盟の団体であって、目的遂行に不都合な行為があった場合は、理事会の議決により除名することができる。

## 第4章 役員

(役員)

第9条 本連盟は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 理事長 1人
- (4) 副理事長 若干人
- (5) 常任理事 若干人
- (6) 理事(理事長、副理事長及び常任理事を含む。) 12人以上24人以下
- (7) 監事 2人

( 役員 の 選 出 )

第10条 会長及び副会長は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事は、総会において定められた理事校から推薦された者のうちから、総会において選任する。
- 4 監事は、理事会の推薦により総会において選任する。
- 5 理事と監事とは、相互に兼ねることができない。

( 役員 の 職 務 )

第11条 会長は、本連盟を代表し、本連盟の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたとき、副会長がその職務を代理し、又その職務を行う。
- 3 理事長は、理事会の議決に基づき、会務を執行する。また会長の委託により、理事長は、会長の職務を行うことができる。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたとき、副理事長がその職務を代理し、又その職務を行う。
- 5 常任理事は、専門部を組織し、本連盟の運営と事業の執行を図る。
- 6 理事は、理事会を組織し、本連盟の運営と事業の執行を図る。
- 7 監事は、財務ならびに会務の監査を行う。

( 役員 の 任 期 )

第12条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。但し、補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

( 顧 問 、 参 与 )

第13条 本連盟に顧問ならびに参与をおくことができる。

- 2 顧問ならびに参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問ならびに参与は、理事会の諮問に応じ、会務について助言する。

( 役員 の 解 任 )

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数の3分の2以上の決議により役員を解任することができる。

- ( 1 ) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められたとき
- ( 2 ) 職務上の義務違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められたとき

( 専門部 )

- 第 1 5 条 連盟の事業を遂行するため、専門部を置く。
- 2 専門部は、常任理事及び理事をもって構成する。

## 第 5 章 会議

( 会議の種別 )

- 第 1 6 条 本連盟の会議は、総会、理事会、常任理事会とする。

( 会議の構成 )

- 第 1 7 条 総会は、加盟団体の代表者をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
  - 3 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。
  - 4 役員は、総会に出席して意見を述べることができる。

( 会議の開催 )

- 第 1 8 条 定例総会は、年 2 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
    - ( 1 ) 会長が必要と認めたとき
    - ( 2 ) 加盟団体の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
  - 3 理事会、常任理事会は、必要に応じて開催する。

( 会議の招集、議長 )

- 第 1 9 条 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 理事会、常任理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

( 会議の定足数 )

- 第 2 0 条 会議は、その構成員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。但し、やむを得ない理由のために出席できない構成員は、通知された事項について書面をもって評決するか、又は、代理人に委託することができる。この場合は出席したものとみなす。

( 議決 )

- 第 2 1 条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。
- 2 可否同数の場合は、議長が決する。

( 総会の権限 )

- 第 2 2 条 総会には、次の事項を附議する。
- ( 1 ) 事業計画及び事業報告の承認

- ( 2 ) 予算及び決算の承認
- ( 3 ) 規約の変更
- ( 4 ) 役員の改選
- ( 5 ) その他、会長が附議した事項

( 理事会の権限 )

第 2 3 条 理事会には、次の事項を附議する。

- ( 1 ) 総会に附議する事項
- ( 2 ) 連盟の会務に関する事項
- ( 3 ) 表彰
- ( 4 ) ドローの決定
- ( 5 ) 会費の決定
- ( 6 ) その他、会長が附議した事項

( 常任理事会の権限 )

第 2 4 条 常任理事会は、会務遂行上必要な特別的事項を審議する。

## 第 6 章 会計

( 収入 )

第 2 5 条 本連盟の経費は、次の収入により支弁する。

- ( 1 ) 会費
- ( 2 ) 登録費
- ( 3 ) 参加費
- ( 4 ) 寄付金
- ( 5 ) その他の収入

( 会費 )

第 2 6 条 本連盟に加盟している団体は、会費を納めなければならない。

2 会費は別に定める。

( 会計年度 )

第 2 7 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 7 章 規約の改正及び細則

( 規約の改正 )

第 2 8 条 この規約は、総会において、出席した構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければ改正することができない。

( 細則 )

第 2 9 条 この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

附則 この規約は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。